

公益社団法人那珂川町シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人那珂川町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第18条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、年額とする。
- 3 役員には賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬の額は、別表に定める金額を総会の決議を経て決定するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者が役員を兼ねるときは、または役員が使用人を兼ねるときは報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬は、現金にて支給する。
- 2 年額の報酬は、事業年度終了日速やかに支給する。
 - 3 報酬等の支給後、当該役員から報酬支給台帳に押印を受け責任者が保管する。
 - 4 報酬等は、法令等に定められた控除すべき金額を差引いて支給する。

(費用)

第6条 役員が職務のため旅行した場合には、その役員に対し、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2に定める金額を支給する。
- 3 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅延なく支払うものとする。
- 4 第5条第1項の規定は、前2項の費用の支給について準用する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第5条第13号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものとし、これを変更したときも同様とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月16日から施行し、平成30年4月1日か適用する。(H30年度総会の開催日)

別表(第3条)

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	年額 120,000円
理 事	年額 15,000円
監 事	年額 18,000円

別表2(第6条)

車賃	1kmにつき30円	自家用車使用時のみ。 (公用車使用時には支給なし。)
鉄道賃	その乗車に要する運賃	急行料金及び座席指定料金は、当該料金を徴する客車を利用することについて、事前に旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。 また、やむを得ない事情により利用した場合は、速やかに旅行命令権者に届け出て承認を受ける。
宿泊料	県内	11,500円
	県外	12,000円
食事料	1,200円(1夜につき)	食事を要する場合にのみ支給する